

タクシー運賃改定のお知らせ

令和 7 年 1 1 月
名鉄東部交通株式会社

日頃より、タクシーをご利用いただき誠に有難うございます。

このたび、令和 7 年 1 2 月 1 日よりタクシー運賃を下記のとおり改定することとなりましたのでお知らせいたします。

令和 2 年 1 月以降のコロナ禍の影響による売り上げの大幅な減少により、事業からの撤退、運転者の離職が相次ぐなど、タクシー業界を取り巻く環境は大きく悪化しました。

このような状況を受け、令和 5 年 3 月に運賃改定したところではありますが、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行後も需要はコロナ禍前の 7 割程度に留まり、回復基調は低いままであります。

一方で、令和 5 年の運賃改定後も原油をはじめとする諸物価の高騰は続いており、加えて、最低賃金の大幅な引き上げによる人件費の増加、配車アプリやキャッシュレス決済に係る決済手数料の増加など、諸経費の大幅な増加が加速しており、経営環境は依然として危機的な状況が続いております。

このように大変厳しい状況下、安定した経営を維持することにより、公共交通としての使命であります輸送の安全の確保と顧客サービス拡充を図るとともに、労働環境の整備をはじめとする経営原資を確保すべく、今般、タクシー運賃を改定させていただくことといたしました。

当社では、引き続き、安全・安心でより快適なサービスを提供するために取り組んで参りますので、今後ともタクシーをご愛用下さいますようお願い申し上げます。

記

■運賃

運賃の種類・車種			現 行		改定後	
距離制運賃	初乗	特定大型車	最初の 1.124km まで	770 円	最初の 1.05km まで	800 円
		大 型 車	最初の 1.124km まで	700 円	最初の 1.05km まで	720 円
		普 通 車	最初の 1.124km まで	630 円	最初の 1.05km まで	650 円
	加算	特定大型車	224mまでごとに	120 円	202mまでごとに	120 円
		大 型 車	243mまでごとに	120 円	220mまでごとに	120 円
		普 通 車	253mまでごとに	100 円	228mまでごとに	100 円
時間距離併用運賃	時間距離併用	特定大型車	1 分 25 秒までごとに	120 円	1 分 15 秒までごとに	120 円
		大 型 車	1 分 30 秒までごとに	120 円	1 分 20 秒までごとに	120 円
		普 通 車	1 分 35 秒までごとに	100 円	1 分 25 秒までごとに	100 円
時間制運賃	特定大型車	3 0 分までごとに	5,350 円	3 0 分までごとに	5,900 円	
		加算 1 5 分まで	2,670 円	加算 1 5 分まで	2,950 円	
	大 型 車	3 0 分までごとに	4,900 円	3 0 分までごとに	5,400 円	
		加算 1 5 分まで	2,450 円	加算 1 5 分まで	2,700 円	
	普 通 車	3 0 分までごとに	3,850 円	3 0 分までごとに	4,250 円	
		加算 1 5 分まで	1,920 円	加算 1 5 分まで	2,120 円	

※時間距離併用運賃は、時速 10 k m 以下となった場合に適用します。

■料金

料金の種類		現 行		改定後	
待 料 金	特定大型車	1 分 25 秒までごとに	120 円	1 分 15 秒までごとに	120 円
	大 型 車	1 分 30 秒までごとに	120 円	1 分 20 秒までごとに	120 円
	普 通 車	1 分 35 秒までごとに	100 円	1 分 25 秒までごとに	100 円

料 金 の 種 類		現 行	改定後
迎車回送料金	1 両 1 回ごとに	200 円	変更なし
時間指定配車料金	あらかじめ日時を指定して配車又は待機を要請した場合 1 両 1 回ごとに	300 円	

※料金は、距離制運賃による場合に適用します。

■運賃の割増・割引

割 増 ・ 割 引 の 種 類		現 行	改定後
深夜早朝割増	22 時～翌朝 5 時まで	2 割増	変更なし
障害者割引	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示した場合	1 割引	
運転免許証返納割引	70 歳以上の者で公安委員会が発行する運転経歴証明書を提示した場合	1 割引	
遠距離割引	距離制運賃で 9,000 円を超える金額について	1 割引	

※運賃等の割増は、距離制運賃及び待料金に適用します。

※運賃等の割引は、距離制運賃、時間制運賃及び待料金に適用します。

※障害者割引と運転免許証返納割引が重複する場合は、各割引のうち一種類のみを適用します。

※障害者割引又は運転免許証返納割引と遠距離割引が重複する場合は、それぞれ適用します。

※旅客の要請により有料道路、有料駐車場等を利用した場合は、その実費について旅客の負担となります。